

農地法第4・5条許可申請書添付書類

◎許可申請書…4条3枚・5条4枚 ※全てに押印すること、複数枚に分かれた場合は左綴じで割り印すること

◎添付書類…各2通（うち1通はコピーでも可）

	自己用住宅	非自己用住宅	資材置場 駐車場	農業用施設
申請地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※仮登記及び抵当権等の設定がある場合は、同意書を添付	○	○	○	○
譲受人の住民票 ※譲渡人については、登記事項証明書と現住所が異なる場合に添付	○	○	○	○
法人登記簿謄本及び定款の写し ※申請者が法人の場合	—	○	○	○
宅建業許可書の写し	—	建売住宅の場合 必要	—	—
土地改良区意見書 （複数の改良区が該当することもあります）	○	○	○	○
農用地除外証明 （農業振興課又は各総合支所農政建設課）	○	○	○	○
農家証明書 （農業委員会又は各総合支所農政建設課）	農家住宅の場合 必要	—	—	○
理由書 （様式例あり）	○	○	○	○
資金調達計画書 （様式例あり）	○	○	○	○
見積書 （作成者の印のあるもの）	○	○	○	○
残高・融資証明書 （個人住宅の場合は、預金残高又は融資見込みの分かる書類等が必要となります）	○	○	○	○
位置図 （1/20000 程度・都市計画図等）	○	○	○	○
案内図 （1/2000 程度・住宅地図等）	○	○	○	○
公図（法務局発行のもの） ※土地改良中の場合は一時利用地証明書	○	○	○	○
建築物・施設の配置図 （1/600 程度）	○	○	○	○
建築物の平面図・立面図	○	○	—	○
資材置場・駐車場の資料 （様式例あり）	—	—	○	—
農業用倉庫（作業所）の資料 （様式例あり）	—	—	—	○
代理申請の場合は委任状 ※電話番号及びFAX番号を記入すること	○	○	○	○
その他必要なもの	※既存宅地の追認の場合は、昭和45年当時の航空写真 ※5条で自己用住宅の場合、2軒以上の持家とならないことを証明するもの（借家・アパートの賃貸借契約書の写しなど） ※4条で貸駐車場の場合は利用者の要望書（利用者の住所・氏名・印・車のナンバー等を記載） ※個人営業の場合は営業証明書 ※太陽光発電設備の場合は、事業計画認定通知書の写し ※一時転用の場合は農地復元計画書			

《裏面もご覧ください》

【申請場所】

加須市農業委員会事務局、または加須市各総合支所農政建設課

【受付締切日】

毎月1日（休日等の場合は、翌開庁日）

【農業委員会総会】

毎月25日

【許可予定日】

翌月5日（面積が3,000㎡以上の場合は翌月12日）

※他法令が関係する場合は、その法令の許可等と同時許可となります。

【その他】

- ・ 証明書等は、発行日より3ヶ月以内のものを提出してください。
- ・ 申請地が貸借されている場合は、事前に解約の手続きが必要となります。
- ・ 申請地が土地改良区に該当しない場合、申請書「7. その他の…」欄に、該当しないことを記入してください。
- ・ 申請書提出後、新たな書類の提出を求める場合があります。

＜問 合 せ＞

加須市農業委員会事務局	0480(62)1111
騎西総合支所農政建設課	0480(73)1111
北川辺総合支所農政建設課	0280(61)1206
大利根総合支所農政建設課	0480(72)1321